



ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7 階
TEL 045-201-2218 (平日 9 時～17 時) FAX 045-201-1661

- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒ [横浜市社協 メール配信](#) [検索](#)

1. 源泉徴収票の出力方法について

源泉徴収票は令和 6 年 3 月給付分で、紙の送付を終了しています。現在はシステムから出力が可能となっておりますので、他の帳票と同様、データもしくは紙で印刷のうえ、必ず保管をお願いいたします。

給付関連帳票印刷

対象施設 ※ [全担当所属](#)

未申請者一覧【Excel】

給付年月 ※ [2024年10月](#)

給付金(種別)(一時金・年金別)支払リスト【Excel】

慶弔給付金支払リスト【Excel】

退職給付金支給通知書【PDF】

慶弔給付金支給通知書【PDF】

源泉徴収票(一時金)【PDF】

給付年月をご確認のうえ
出力をお願いします！

「退職一時金」「退職年金
一時払」の支給日に出力が
可能になります！

●源泉徴収票の対象者について

⇒退職した「退職一時金」「退職年金一時払」の受給者が対象です。

年金払を選択している場合、死亡退職の場合、一時所得の場合には発行されません。

●出力可能な範囲について

⇒令和 5 年 10 月以降の給付分について出力可能です。

●ご本人様宛ての源泉徴収票について

⇒受給者本人様用の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は
みずほ信託銀行から直接ご本人様に送付されています。

★ご不明な点は、年金共済事務局までお問合せください。

源泉徴収票は施設・団体様にて

7 年間の保管義務があります。必ず「ダウンロード
した PDF データ」もしくは「印刷した紙」を保管
いただきますよう、お願いいたします！

※システムから取得できる期間は給付月から
2 年間です。

2. 【注意事項】郵便料金の変更について

2024 年 10 月 1 日から郵便料金に変更になりました。旧料額のレターパック封筒等は、新料金との差額分の郵便切手を貼付いただくことで、2024 年 10 月 1 日以降も引き続きご利用いただけます。郵便料金不足等により、書類が締切日までに届かなかった場合、翌月処理となってしまう可能性がありますのでご注意ください。

3. 11 月の事務スケジュール

①【提出書類の締切日】 [施設・団体](#) ⇒⇒⇒ [社協（共済担当）](#) **11/10 締切**
※10 日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。

②【給付金振込日（10/10 受付分）】 **11/11 予定**
【支給通知書の発行 11/11 振込分】 **11/11 頃予定**

③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（11/10 受付分）】
[社協（共済担当）](#) **11/20 頃発行予定** ⇒⇒⇒⇒ [施設・団体](#)

※払込取扱票は自動振替の途中でまたは諸事情により遅延中の施設様のみ郵送します。
それ以外の書類はログインが困難かつ「郵送希望あり」の施設様のみとなります。